

退職手続きコンシェルジュ

退職代行への不安が高まる中、交渉・代理を行わない
"本人書面型"退職手続き支援サービスを開始

2026年4月29日 発行：合同会社ジャスティ

合同会社ジャスティは、退職代行サービスとは一線を画す「退職手続きコンシェルジュ」を公開しました。会社への電話・交渉・代理を一切行わず、退職者本人が書面を印刷・自署・郵送することで、面談や電話なしに退職手続きを完結できる"本人書面型"の支援ツールです。料金は買い切り4,980円（税込）。

¥4,980	8種類	民法627条	非弁行為ゼロ
税込・買い切り	書面を作成	に基づく確実な手続き	交渉・代理は行わない

会社への電話・交渉・代理は一切行わない（非弁行為ゼロ）

退職届・有給消化申請等の書面をブラウザで作成してPDF出力

配達証明付き一般書留による郵送で、到達の事実を法的に証明

氏名・住所の入力不要（個人情報ブラウザ内のみで処理）

対象外案件（有期雇用・係争中）は事前スクリーニングで除外

1. 社会背景：退職代行を取り巻く環境の急変

2026年2月 弁護士法違反で逮捕

退職代行「モームリ」の運営会社代表らが弁護士法違反の疑いで逮捕（東京商工リサーチ報道）。退職代行業者による交渉・折衝行為が非弁行為として刑事事件に発展した最初のケース。

2026年4月 企業側の拒否姿勢が拡大

東京商工リサーチ調査：退職代行を利用した退職があった企業は8.7%。「退職代行からの連絡に取り合わない」とする企業の対応変化が報告されている。

こうした状況で高まるニーズ

退職代行を使いたい。でも、代行会社が会社に電話する方式は不安だ。会社とは電話もしたくない。だったら——本人名義の書面で、証拠を残しながら退職できないか。

書面到達という法的な別解

民法第97条により書面の到達で意思表示が成立。民法第627条第1項により会社の同意なく2週間後に退職可（強行規定）。配達証明付き一般書留で到達事実を証明できる。

2. サービス概要

「退職手続きコンシェルジュ」は、退職に必要な書面一式をブラウザ上で作成しPDF出力できる買い切り型Webサービスです。スクリーニング診断後、パスワード認証ページで書面を生成。利用者は書面を印刷・自署・捺印のうえ配達証明付き一般書留で会社に郵送するだけで手続きが完結します。

料金	4,980円（税込・買い切り）決済：クレジットカード（会費PAY）
生成書面	8種類（退職届 / 有給消化申請書 / 私物返却確認書 / 引継書 / 退職確認依頼書 / 会社向けQ&A / 返答テンプレ7種 / 郵送ガイド）
個人情報	氏名・住所の入力不要。ブラウザ内処理・外部送信なし
対象	無期雇用・正社員・一般的な退職案件（有期雇用・係争中は対象外）
URL	https://justy.co.jp/taisyoku/

3. 作成できる書類（全8種）— 書類イメージ

以下はサービスで生成される各書面のイメージです。実際の書面はブラウザ上で入力した内容が反映されます。

<p>A</p> <p>退職届（退職通知書）</p> <p>*****株式会社 御中</p> <p>私は、下記のとおり退職いたします。</p> <p>退職希望日：2026年 月 日</p> <p>退職理由：一身上の都合</p> <p>民法第627条第1項に基づき本書面をもって退職の意思表示といたします。</p> <p>会社の承認を待たず上記日をもって労働契約を終了いたします。</p>	<p>B</p> <p>有給休暇消化申請書</p> <p>*****株式会社 御中</p> <p>私は、下記のとおり有給休暇の消化を申請いたします。</p> <p>申請日数：残有給 日 の全日</p> <p>申請期間：退職予定日までの全期間</p> <p>労働基準法第39条に基づく権利として申請します。会社の承認は不要です。</p> <p>退職確定後、時季変更権は行使不可。</p>
<p>C</p> <p>私物返却・物品貸与確認書</p> <p>【会社へ返却するもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・社員証 / IDカード・制服・作業着・貸与PC・スマートフォン <p>【会社から返却を受けるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・離職票（速やかな交付を求めます）・雇用保険被保険者証・源泉徴収票（退職後1ヶ月以内）	<p>D</p> <p>業務引き継ぎ記録書</p> <p>退職に際し、担当業務の引き継ぎについて下記のとおり記録いたします。</p> <p>退職予定日：2026年 月 日</p> <p>【引き継ぎ内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・担当業務の概要と進行中案件の状況・引き継ぎ先のご指名をお願いします <p>引き継ぎ未完了を理由とした退職日の延長強制は法的に認められません。</p>
<p>E</p> <p>退職確認依頼書</p> <p>別途提出の退職届のとおり退職手続きを進めております。下記のご対応をお願いいたします。</p> <p>【ご対応依頼事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 退職日の書面による確認通知2. 社保・雇用保険の資格喪失手続き3. 離職票の速やかな交付4. 源泉徴収票の退職後1ヶ月以内交付	<p>F</p> <p>会社向けQ&A; (法的回答書)</p> <p>Q1. 退職を認めない・引き留めたい場合 A. 民法第627条第1項（強行規定）により会社の同意は不要です。</p> <p>Q2. 退職届を受理しないと主張する場合 A. 民法第97条（到達主義）により書面到達時点で効力が発生します。</p> <p>Q3～Q7: 損害賠償・有給・引継・離職票...</p>

G

返答テンプレート（7種）

会社からの連絡への返答文例一式

- 「退職を認めない」と言われた場合
- 「退職日を変更したい」と言われた場合
- 「損害賠償する」と言われた場合
- 「引き継ぎを完了せよ」の場合
- 弁護士名義で連絡がきた場合
- 退職届が「無効」と言われた場合
- 書類が届かない場合の催促文

H

郵送ガイド

【一般書留 + 配達証明の手順】

- STEP 1 書類を封筒に入れて封をする
 - STEP 2 郵便局の窓口へ持参
 - STEP 3 一般書留・配達証明を申請
 - STEP 4 差し出し票（控え）を保管
 - STEP 5 配達証明書が届いたら保管
- 書留は日曜・祝日も配達されます

4. 退職代行サービスとの比較

比較項目	退職代行サービス	退職手続きコンシェルジュ (本サービス)
会社への連絡	代行会社が電話・メールで連絡	本人が書面を郵送(電話不要)
法律リスク	交渉代理は非弁行為の可能性	書面作成のみ・交渉なし
費用	2~5万円(弁護士事務所はさらに高額)	4,980円(税込・買い切り)
証拠の残り方	口頭・LINE等が主なケースも	配達証明書として郵便記録が残る
法的根拠	契約による代行(効力は状況次第)	民法97条・627条に基づく意思表示
企業側の反応	「代行には対応しない」企業が増加	書面は法的効力あり(拒否の実効なし)
個人情報	サービス会社に情報を預ける	外部送信なし・ブラウザ内処理

5. 会社概要・お問い合わせ

会社名	合同会社ジャスティ
代表者	伊藤 あけみ
所在地	神奈川県相模原市中央区小山3-5-1
設立	2018年6月
事業内容	教材企画出版他
URL	https://justy.co.jp
サービスURL	https://justy.co.jp/taisyoku/

【本件に関するお問い合わせ】 合同会社ジャスティ 担当：伊藤 E-mail：itou@justy.co.jp